

福岡市南部地域療育環境整備
基本構想
(案)

令和2年 月

福岡市

目 次

I	基本構想策定の趣旨	1
II	現状と課題	2
1	福岡市の障がい児療育の現状	2
(1)	療育体制及び療育内容等	2
(2)	療育センター等の役割と関係機関との連携等	5
2	福岡市の障がい児療育の課題	7
(1)	相談から診断までが長期化	7
(2)	南部地域の相談・診断機能が不足	7
(3)	あゆみ学園の老朽化	8
(4)	保育所・幼稚園に通う障がい児の支援ニーズへの対応	9
(5)	肢体不自由児・医療的ケア児の保護者への支援策が不足	9
(6)	日中一時支援の利用枠が不足	10
(7)	家族支援の必要性の高まり	10
III	目指すべき方向性	11
1	基本的な考え方	11
2	具体的方策	11
IV	南部療育センター（仮称）について	12
1	施設の機能	12
(1)	相談・診断	12
(2)	通園による支援	12
(3)	保育所・幼稚園に通う障がい児への支援	13
(4)	外出が困難な障がい児への支援	13
(5)	家族支援	14
(6)	その他	14
2	施設の設備及び規模	15
3	施設の設置場所（要件）	15
4	既存施設・関係機関との連携及び役割分担	16
(1)	療育センター等のみが担っている機能や事業	16
(2)	医療的ケアの必要な知的障がい児への支援	16
(3)	訪問支援	16
(4)	日中一時支援	16
5	今後のスケジュール（想定）	16

I 基本構想策定の趣旨

- 福岡市では、就学前の障がい児通園施設（現児童発達支援センター）として昭和 45 年（1970 年）3 月に初めて民営の知的障がい児通園施設「ゆたか学園」が開設されて以降、昭和 54 年（1979 年）5 月までに 7 か所、定員合計 320 名の通園施設を設置し、就学前の障がい児への療育の充実に取り組んできた。
- その後、これらの施設のうち、肢体不自由児の通園施設が市立の「心身障がい福祉センター」と「あゆみ学園」の 2 か所しかなく、通園にかかる児童及び保護者の負担が大きいことや、肢体・知的の重複障がいへの支援など多様化するニーズに対応していく必要があることなどから、平成 9 年（1997 年）3 月に「障害児療育センター（仮称）基本構想」を策定し、平成 14 年（2002 年）4 月に市立の知的障がい児通園施設みずほ学園を統合する形で「西部療育センター」を、平成 23 年（2011 年）4 月に同じくわかば学園を統合する形で「東部療育センター」を開設した。
- 以降、相談・診断・療育機能を併せ持つ中央区長浜の「心身障がい福祉センター」、西区内浜の「西部療育センター」、東区青葉の「東部療育センター」の 3 つの療育センター等を中心とした体制で、市内の療育システムを構築し、障がいの早期発見、早期支援に取り組んでいる。
- しかしながら、平成 17 年（2005 年）4 月に「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいが広く認知されるのにしたが、療育センター等の新規受診児数が年々増加し、相談から診断まで 2 ～ 3 か月の待機期間が発生している。
- また、南区屋形原の肢体不自由児の通園施設である「あゆみ学園」は、昭和 48 年（1973 年）6 月の開設から築 46 年を経過し老朽化が進行しており、年々、改修工事での対応が困難になってきていること、南区や博多区、城南区の南部地域には相談・診断機能が不足していること、近年クローズアップされている日常的に医療的ケアを必要とする障がい児とその家族への支援策が十分でないことなど、様々な課題が生じてきている。
- これらの現状や課題を踏まえ、全ての障がい児が、障がいの程度やその特性に応じた適切な支援をできるだけ身近な地域で円滑に受けることができるよう、福岡市の目指すべき障がい児療育のあり方、特に南部地域の療育環境整備について検討し、基本構想としてまとめるもの。

Ⅱ 現状と課題

1 福岡市の障がい児療育の現状

(1) 療育体制及び療育内容等

① 施設整備の状況

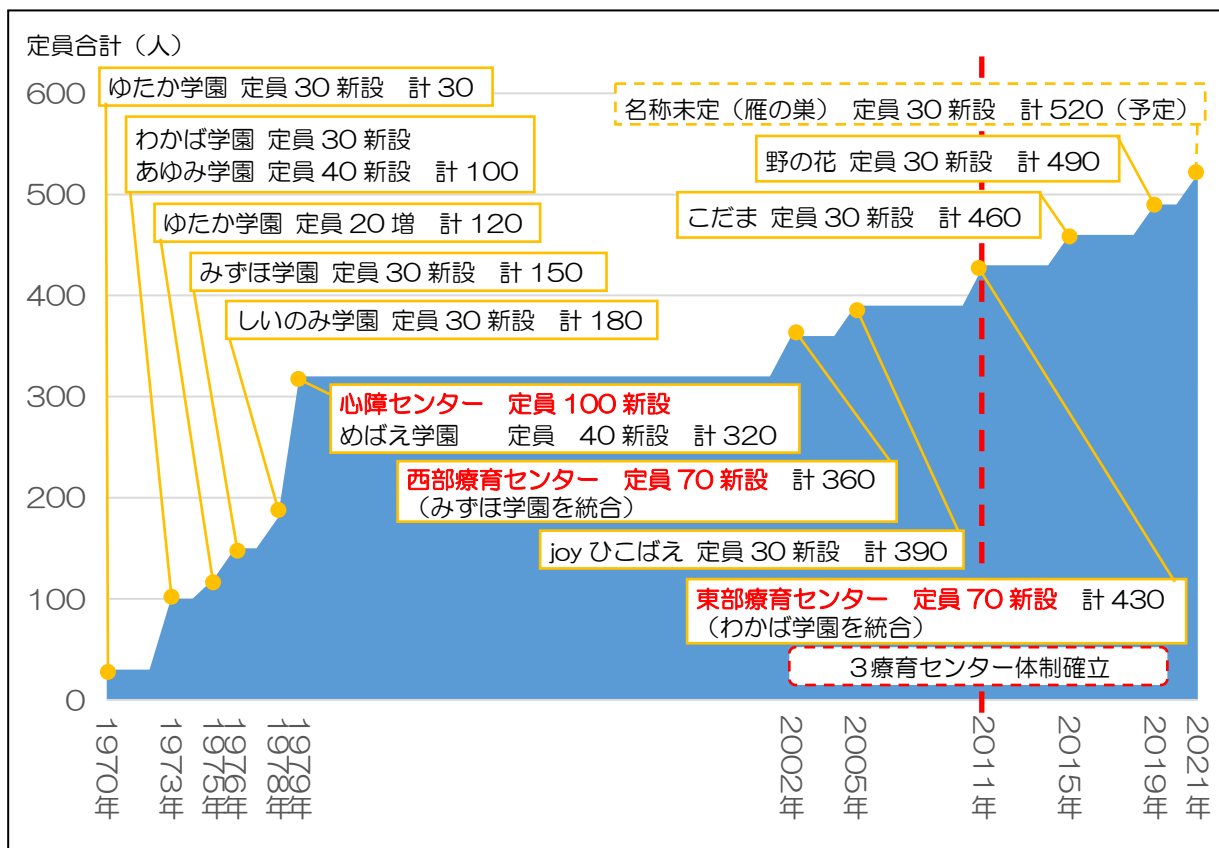
通園希望者の増加に伴い、児童発達支援センターを増設してきており、令和2年(2020年)3月末現在、10施設、定員合計490名となっている。

児童発達支援センターの整備については、土地取得や施設建設に多額の費用を必要とし、民間社会福祉法人による整備が進み難いことから、市有地を活用することにより、民間社会福祉法人での整備を促進している。

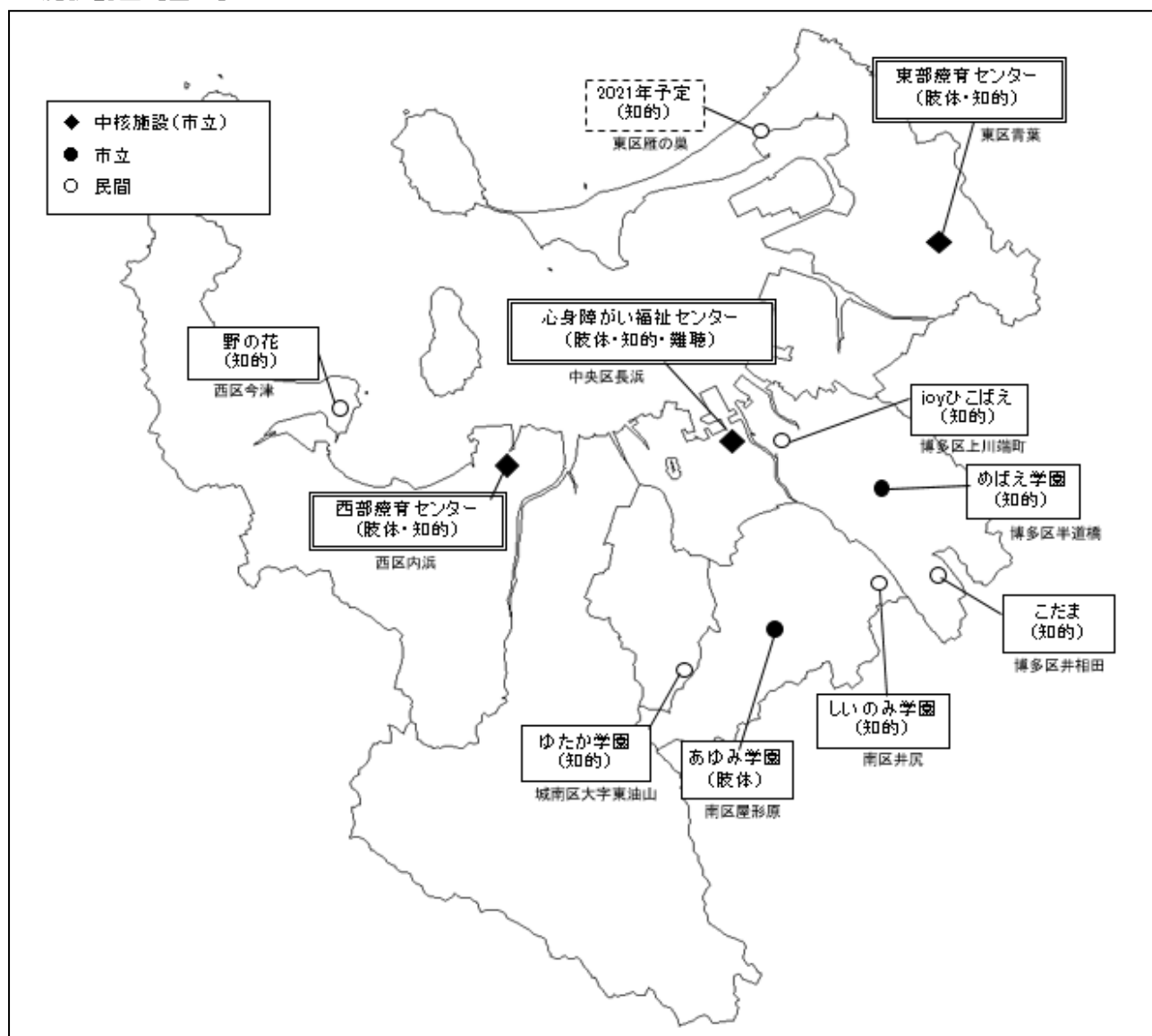
現在、令和3年(2021年)4月の開設に向け、市有地活用による整備計画(東区雁の巣、定員30名)を進めている。

昭和54年(1979年)に障がい児支援の中核施設として「心身障がい福祉センター」を開設し、平成14年(2002年)にみずほ学園を統合する形で「西部療育センター」を、平成23年(2011年)にわかば学園を統合する形で「東部療育センター」を開設して以降、現在の3つの療育センター等を中心とした体制で、市内の障がい児への療育を提供している。

○ 施設整備の状況【図1】



○ 施設配置【図2】



○ 施設定員（人）【表1】

区分	設置	施設の名称	定員	小計	合計	
市立	S48（1973）年	あゆみ学園	40	320	490	
	S54（1979）年	心身障がい福祉センター	100			
	H14（2002）年	西部療育センター	70			
	H23（2011）年	東部療育センター	70			
	S54（1979）年	めばえ学園	40			
民間	S45（1970）年	ゆたか学園	50	170		
	S53（1978）年	しいのみ学園	30			
	H17（2005）年	j o yひこばえ	30			
	H27（2015）年	こだま	30			
	H31（2019）年	野の花	30			

② 児童発達支援センターの療育プログラム

障がい種別及び年齢に応じて、下記のとおり通園形態や支援日数の基準を定めている。

障がい種別及び年齢が同じであれば、市立・民間の区別なく、市内全ての児童発達支援センターで同水準の療育を行っている。【図3】

市立	心身障がい福祉センター	肢 体	年齢	～1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
	西部療育センター		通園 形態	親子通園					単独 通園
	東部療育センター			日数 ／週	1 日	2 日	3 日	5 日	
	あゆみ学園								
	めばえ学園								

民間	ゆたか学園（単独のみ）	知 的	年齢	～1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	しいのみ学園（単独のみ）		通園 形態	親子通園		単独通園		
	j o y ひこばえ（単独のみ）			日数 ／週	1 日	2 日	5 日	
	こだま（単独のみ）							
	野の花（単独のみ）							

③ 障がいの種類と支援施設

平成24年（2012年）4月の児童福祉法改正により、それまで障がい種別で区分されていた障がい児施設は、施設種別（通所・入所）による、3障がい共通の制度に一本化された。

児童福祉法に基づくものとして、未就学児の療育については、主に児童発達支援センターにおいて「児童発達支援」を行っている。また、保育所・幼稚園に通っている場合は、児童発達支援センターの分園による「児童発達支援」との並行通園や園を訪問する「保育所等訪問支援」、外出が困難な場合は、「居宅訪問型児童発達支援」などを行っている。

就学児の療育については、学校の放課後または休業日に、通所による「放課後等デイサービス」で支援を行っている。

なお、学校教育法に基づくものとして、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室で支援を行っている。【図4】

障がいの種類		知的障がい 身体障がい ※視覚、聴覚、肢体、内臓、免疫 等 精神障がい ※発達障がいを含む	
支援施設 など	児童福祉	就学前児	就学児
		児童発達支援	放課後等デイサービス（H24～）
		保育所等訪問支援（H24～）	
		居宅訪問型児童発達支援（H30～）	
	学校教育	入所支援	
		特別支援学校（幼稚部）	特別支援学校 特別支援学級・通級指導教室

(2) 療育センター等の役割と関係機関との連携等

① 療育センター等とは

医療法に規定する診療所機能と児童福祉法に規定する障害児相談支援及び児童発達支援機能を有し、障がいの疑いのある段階から保護者の相談に応じるとともに、医学的診断・判定に基づいた療育内容の助言やその後の療育の提供、療育施設の利用調整までを一体的に行っている。

また、当該施設での療育に加えて、障がい児が通う保育所・幼稚園等への訪問支援、通園が困難な子どもの自宅での訪問療育、全市的な療育水準向上のための研修、障がいに対する理解促進のための啓発なども行う福岡市の障がい児療育の中核施設である。

② 療育センターの施設概要（例：東部療育センター）【表2】

種別・定員	児童発達支援センター・定員 70 名		
対象	知的障がい児、肢体不自由児 ※医療的ケア児を含む		
構造	鉄筋コンクリート造 2階建		
敷地面積	5,004.42 m ²		
延床面積	3,425.60 m ²		
施設内容	・事務室 ・相談室(3) ・屋外遊技場 ・湯沸室(2) ・指導訓練室(10) ・運動療法室(2) ・児童用便所(8) ・医務室(2) ・多目的室(6) ・屋外ひろば ・授乳室 ・個別療育室(2) ・感覚統合室 ・車いす用便所(3) ・静養室 ・遊戯室 ・厨房 ・プール ・言語療法室(2) ・大人用便所(男女各 4) - 等		

③ 療育センターで実施している主な事業【表3】

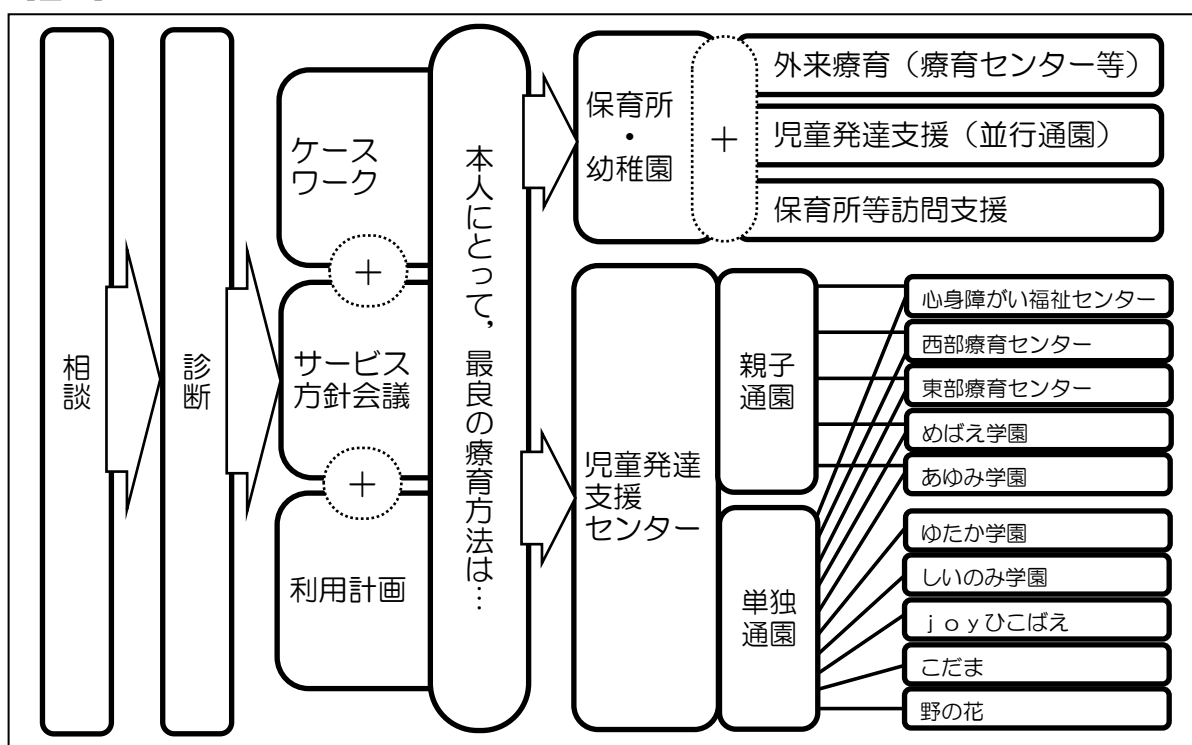
相談	障がいに関する様々な相談対応、障がい児相談支援、特定相談支援
診療	心理判定、アセスメント、機能訓練
児童発達支援センター	通園により、障がい児とその保護者に対し療育や家族支援を行う
外来療育	健康保険適用内の療育を行う
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行う
障がい児保育訪問支援	保育所を訪問し、障がい児に対する支援方法等について助言を行う
私立幼稚園障がい児支援	幼稚園を訪問し、障がい児に対する支援方法等について助言を行う
障がい児等療育支援	在宅訪問等による療育支援、外来による療育支援、施設訪問による療育支援
居宅訪問型児童発達支援	外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、療育や家族支援を行う
日中一時支援	一時的に介護できない時やレスパイトのために、日中預かりを行う
施設支援、保護者支援	研修や保護者交流会等を行う
公的機関補助業務	受給者証申請や就学相談の補助を行う
啓発	障がいに対する理解促進のための啓発を行う。

④ 福岡市の療育までの流れ（就学前児）

療育センター等で医学的診断を行い、ケースワークやサービス方針会議、利用計画作成等のアセスメントを経て、障がいの程度やその特性に応じた本人にとって最良の療育方法となるメニューを提供できるよう努めている。

原則、就学前の全ての障がい児が療育センター等で相談を受け医学的診断を行うことにより、診断基準が統一でき、相談対応や支援の案内についても公平性を保つことができている。

【図5】



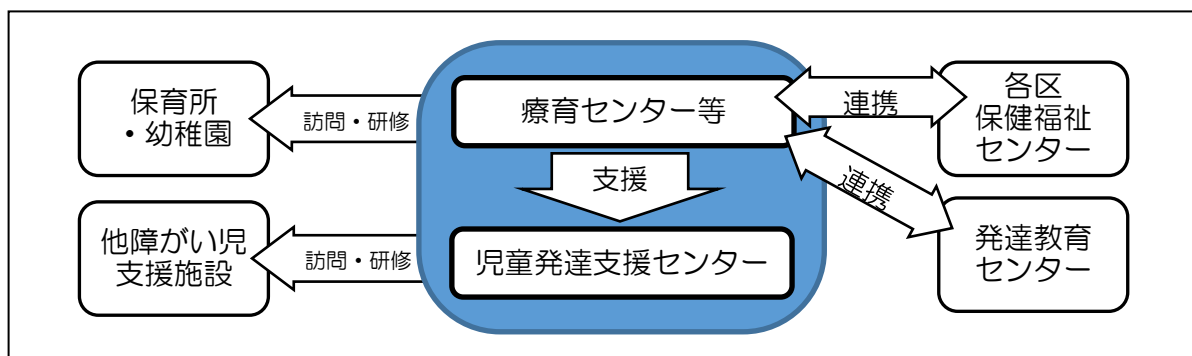
⑤ 関係機関との連携（就学前児）

障がい児支援の中核施設である3つの療育センター等を中心として、専門施設である児童発達支援センターと共に、関係機関と連携し市内の療育体制を推進している。

保育所・幼稚園や放課後等デイサービス、児童発達支援事業所など他の障がい児支援施設に対しては、訪問助言（アウトリーチ）や研修の実施により支援を行っている。

各区の保健福祉センターに対しては、療育センター等により、乳幼児健診への協力や精密検査の実施、要配慮家庭への支援にかかる連携を行っている。

発達教育センターに対しては、療育センター等の医師が診察を行い、就学相談に利用する資料を作成し、より良い進路選択となるよう支援、情報共有を行っている。【図6】



2 福岡市の障がい児療育の課題

(1) 相談から診断までが長期化

3つの療育センター等（心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センター）では、新規受診児数が急増しており、随時、職員の増員により対応してきたが、事務室や相談室の制約もあり、相談を受けてから診断まで2～3か月を要することが常態化している。

今後とも、3つの療育センター等の施設能力を超過する状況が続く見込みである。

○ 療育センター等での新規受診児数の推移（年度合計）（人）【表4】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
受診児数	769	850	1,131	1,092	1,200	1,301	1,294	1,423	1,417	1,518
うち発達障がい	347	430	647	632	729	802	794	938	908	1,000

・10年間で倍増（197%）、うち発達障がいは3倍（288%）

○ 療育センター等での相談部門実績の推移（年度合計）（件）【表5】

	H26	H27	H28	H29	H30
心身障がい福祉センター	8,991	8,836	9,764	12,458	11,827
西部療育センター	7,751	7,161	9,346	9,665	11,288
東部療育センター	5,128	5,191	5,936	5,413	6,137
計	21,870	21,188	25,046	27,536	29,252

・相談件数も年々増加し、5年間で1.3倍（134%）

○ 療育センター等の相談部門職員数（正職＋嘱託）の推移（年度末時点）（人）【表6】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
心身障がい福祉センター	12	12	14	14	14	16
西部療育センター	7	7	9	9	9	9
東部療育センター	6	6	8	8	8	8
計	25	25	31	31	31	33

(2) 南部地域の相談・診断機能が不足

3つの療育センター等は、中央区、西区、東区に立地している。

中央区長浜の心身障がい福祉センターについては、担当エリアが中央区、博多区、南区、城南区と広範囲にわたっている。

○ 療育センター等における相談・診断の担当エリア（令和元年10月末現在）【表7】

	心身障がい福祉センター	西部療育センター	東部療育センター
施設所在地	中央区長浜	西区内浜	東区青葉
担当エリア（区）	中央・博多・南・城南	西・早良	東
担当エリアの0～5歳人口	41,712人	24,476人	18,054人

(3) あゆみ学園の老朽化

市立あゆみ学園は、療育センター等と連携し、民間施設では行っていない主に肢体不自由児を対象とした通園施設として、概ね1歳児からの早期療育や機能訓練などを実施している。

また、肢体不自由児を対象とした施設ではあるが、民間施設では対応の難しい医療的ケアが必要な知的障がい児のクラスを設け支援を行っており、南部地域の肢体不自由児及び医療的ケア児に対する支援の多くを担っている。

こうした重要な施設であることから、施設機能を維持できるよう修繕や改修をしながら運営しているが、昭和48年（1973年）6月の開設から築46年を経過しており、雨漏りや漏水等、老朽化による破損が頻発している。

近年では、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）の10年間の修繕等の費用が3千万円を超えており、また、年々、修繕・改修工事による機能維持が困難になってきている。

○ あゆみ学園の施設概要【表8】

種別・定員	医療型児童発達支援センター・定員40人
対象	肢体不自由児，医療的ケア児
設置年月	昭和48年（1973年）6月
構造	鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造 平屋1階建
敷地面積	2,917.80㎡
延床面積	845.40㎡
法令上の指定を受けている事業	・児童福祉法に基づく 医療型児童発達支援 ・児童福祉法に基づく 保育所等訪問支援 ・児童福祉法に基づく 居宅訪問型児童発達支援 ・児童福祉法に基づく 障害児相談支援 ・障害者総合支援法に基づく 特定相談支援 ・医療法に基づく 診療所（無床）

(4) 保育所・幼稚園に通う障がい児の支援ニーズへの対応

平成28年度(2016年度)から、市内に児童発達支援センターの分園(児童発達支援事業所)を設置し、保育所・幼稚園との「並行通園」を行っているが、希望者が年々増加しており、そのニーズは高まっている。

また、児童発達支援センターなど専門施設の職員が訪問し、障がい児に対する支援方法の助言や集団生活への適応のための支援を行うアウトリーチ型の支援についても、保育所・幼稚園に通う障がい児の増加に伴いニーズが高まっている。

○ 並行通園児数の推移(年度末時点)(人)【表9】

		H28	H29	H30
市内 〔児童発達支援 センター分園〕	すてっぷ長浜(中央区)	49	99	87
	すてっぷ南庄(早良区)	69	89	64
	すてっぷ松香台(東区)	29	31	52
	とびっこくらぶ	38	36	38
市外事業所		27	37	86
合計		212	292	327

○ 訪問支援事業の訪問回数実績推移(年度合計)(回)【表10】

	H26	H27	H28	H29	H30
障がい児保育訪問支援事業	197	181	240	251	290
私立幼稚園障がい児支援事業	44	33	146	126	147
障がい児等療育支援事業	252	241	297	269	235
保育所等訪問支援事業	—	—	11	80	374
計	493	455	694	726	1,046

・5年間で約2倍

(5) 肢体不自由児・医療的ケア児の保護者への支援策が不足

市内児童発達支援センターについては、知的障がい児の3～5歳児クラスが週5日の単独通園であるのに対し、肢体不自由児クラスは、保護者が身体介護の技術を習得する必要があることから3歳児クラスが週3日の親子通園、4歳児クラスが週5日の親子通園、5歳児クラスが週5日の単独通園と、特に4歳児クラスについては週5日親子で通園することとなっており、保護者の負担が大きくなっている。(P4【図3】参照)

また、医療的ケア児は保護者による介護度が高く、医療的ケア児の保護者は、レスパイト(一時的な休息)が必要な対象であると考えられるが、後述のとおり、レスパイトの受け皿であるべき「日中一時支援」の利用枠が不足している。

(6) 日中一時支援の利用枠が不足

在宅で障がい児を介護している保護者が、疾病、事故、出産や旅行、レスパイトなどで一時的に介護ができない場合、施設で障がい児を預かり、日帰りで日常生活上の支援を行っているが、市立施設は利用枠が少なく、1か月前には予約しなければ利用できない状況となっている。

市立施設の利用枠が各施設3～6人と少ないが、知的単独通園の定員超過によりスペースや人員を要しているため、日中一時支援の利用枠を増やすことができない。

全市的にも利用枠が不足しているが、特に、民間施設では受入れ施設が少ない医療的ケア児の利用枠の不足が顕著である。

○ 市立施設日中一時支援利用実績（平成30年度（2018年度）合計）（人）【表11】

		心障	西部	東部	めばえ	あゆみ	合計
利用枠/日		6	4	3	3	4	20
契約児	医療的ケア児	4	2	12	3	10	31
	医療的ケア児以外	67	177	120	44	25	433
	計	71	179	132	47	35	464
実利用者	医療的ケア児 (A)	9	2	7	3	8	23
	医療的ケア児以外 (B)	49	108	57	27	17	264
	計	58	110	64	30	25	287
延利用者	医療的ケア児 (C)	17	2	13	41	9	82
	医療的ケア児以外 (D)	577	1,229	704	271	348	3,129
	計	594	1,231	717	312	357	3,211
平均利用 日数	医療的ケア児 (C/A)	1.9	1	1.9	13.7	1.1	3.6
	医療的ケア児以外 (D/B)	11.8	11.4	12.4	10.0	20.5	11.9

(7) 家族支援の必要性の高まり

核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもを産み育てる環境が大変厳しくなっており、福岡市では、児童虐待防止の観点も含め、妊産婦の孤立感や負担感を軽減するため、様々な子育て支援策により、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと切れ目のない支援に取り組んでいる。

特に、障がい児の保護者については、育児に対する不安や負担が大きいことから、心身のケアや育児サポートなど、療育部門だけでなくこども総合相談センターや保健福祉センターなどの関係機関が連携した、きめ細かな支援体制を構築していく必要がある。

Ⅲ 目指すべき方向性

1 基本的な考え方

就学前の障がい児については、市内の3つの療育センター等（心身障がい福祉センター，西部療育センター，東部療育センター）のいずれかで相談診断を受けることによる診断基準の統一化や相談から療育までの一体的な支援の提供など，本市の療育システムのうち障がい児やその保護者にとって良い仕組みは残しつつ，できるだけ身近な地域において，必要な支援を提供できるよう，近年の障がい児療育を取り巻く環境変化や保護者ニーズを踏まえて，以下の基本的な考えのもと，具体的な改善策を実施する。

- 南部地域に相談・診断機能を確保する。
- 相談を受けてから診断までの期間を短縮する。
- あゆみ学園が担っている機能を継承し，支援を充実する。
- 保育所・幼稚園に通う障がい児への専門的な支援を充実する。
- 障がい児の保護者の負担軽減などの家族支援を充実する。

2 具体的方策

南部地域に，心身障がい児に関する相談，診断，療育までを一体的に行うとともに，保育所・幼稚園に通う障がい児への支援や外出が困難な障がい児への訪問支援，全市的な療育水準の向上に向けた研修などの施設支援や障がい児の保護者の負担軽減などの家族支援も行う障がい児療育の中核施設である「南部療育センター（仮称）」を新たに設置する。

〔設置の趣旨〕

- 心身障がい福祉センター，西部療育センター，東部療育センターに次ぐ市内4つ目となる療育センターを設置し，南部地域に相談・診断機能を確保するとともに，相談を受けてから診断までの期間を短縮し，早期療育につなげる。
- 老朽化が進行しているあゆみ学園を廃止し，南部療育センター（仮称）に統合することにより，あゆみ学園が担っている機能を継承するとともに，障がい児の保護者の負担軽減や子どもの育ちを支える力のさらなる向上などを図る家族支援を充実する。
- 南部地域における保育所・幼稚園に通う障がい児への専門的な支援の拠点とするとともに，外出が困難な障がい児に対する訪問支援の拡充を図る。

IV 南部療育センター（仮称）について

1 施設の機能

療育センターの基本的な機能は、①発達相談、診断及び判定、②機能訓練、③児童発達支援センターであり（市立療育センター条例第3条）、これをベースに、今日的課題に対応するため、以下の機能を有するものとする。

（１）相談・診断

就学前の障がい児に関する相談・診断を行い、併せて心理判定、アセスメントを実施する。

診断については、現在長期化している相談から診断までの期間を短縮するため、東部療育センターと同程度の対応能力を目安とする。

療育の提供にあたっては、指定障がい児相談支援事業所として、子どもにとって適切な支援が実施できるよう子どもの心身の状態や家庭環境、保護者の意向等を勘案し、「障がい児支援計画」を作成する。

療育センター等の相談支援員は、主たる対象を就学前の障がい児としながら、ライフステージの初期の段階から保護者や家庭にとって最も身近な相談機関として、家族を含めたトータルな支援や、児童相談所、医療機関、各区保健福祉センター、学校など各関係者をつなぐ継続的、総合的な支援を行う。

（２）通園による支援

定員は、肢体不自由児と知的障がい児を合わせて既存療育センターと同定員（70人／日）を目安とする。

① 肢体不自由児

あゆみ学園の通園機能を引継ぎ、1～5歳児の肢体不自由児に対し、親子通園、単独通園による療育を行う。

あゆみ学園の定員（40人／日）を目安とする。

保護者の負担軽減及び就学に向けた子どもの自立促進のため、週5日の親子通園となっている4歳児クラスについて、親子分離療育を拡大するとともに、将来的には単独通園化も含めて検討する。

② 知的障がい児

できるだけ身近な地域で支援を受けられるよう民間の施設では十分に対応できていない

1～2歳児の親子通園及び3～5歳児の医療的ケアや配慮が必要な知的障がい児を中心とした単独通園による療育を行う。

定員 30人／日を目安とする。

(3) 保育所・幼稚園に通う障がい児への支援

近年の核家族化の進展や保護者の就労意向の高まり、幼児教育の無償化、さらには本市でも障がい児保育の見直しが進むなど、障がい児の保護者を取り巻く環境の変化から、より身近な地域の保育所・幼稚園で過ごす障がい児の増加が見込まれる。また、子どもの発達状況に応じて、児童発達支援センターから保育所・幼稚園への移行が円滑に進むよう、障がい児本人や保護者への直接支援及び保育所・幼稚園等への施設支援について、以下の事業の一層の推進に取り組む。

① 外来療育

主に経過観察児や保育所・幼稚園に通う障がい児に対し、機能訓練などの直接支援を行う。(健康保険適用)

② 障がい児等療育支援

ア. 外来による療育支援

主に経過観察児や保育所・幼稚園に通う障がい児に対し、障がい特性や年齢に応じた個別またはグループ療育などの直接支援を行う。(健康保険適用外)

イ. 施設訪問による療育支援

保護者からの要請により、療育センター等の外来療育グループ等の在籍児について、通っている園を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言などの施設支援を行う。

③ 保育所等訪問支援

保護者からの要請により、障がい児の通う園を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言などの施設支援及び集団生活への適応に向けた直接支援を行う。

④ 障がい児保育訪問支援

保育所からの要請により、障がい児の通う保育所を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言、園内研修の講師などの施設支援を行う。

⑤ 私立幼稚園障がい児支援

私立幼稚園からの要請により、障がい児の通う幼稚園を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言、園内研修の講師などの施設支援を行う。

(4) 外出が困難な障がい児への支援

① 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児で、児童発達支援などの障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行う。

② 障がい児等療育支援(在宅訪問等による療育支援)

本人の体調や家庭の状況により来所が困難な障がい児(者)に対し、医師や理学療法士、保育士などが居宅を訪問し、診察、訓練、相談などを行う。

（５）家族支援

障がい児本人への支援とともに、その家族に対して、発達の各段階に応じて障がい児の育ちや暮らしを安定させることを基本に置いて丁寧な支援を行うこと、また家族の孤立化を防止することは極めて重要であり、障がい児の家族を含めたトータルな支援を強化するため、各関係者をつなぐ継続的、総合的な相談機能と併せて、以下の事業に取り組む。

① 保護者向け学習会や交流事業の充実

障がい児療育の機関だけではなく、各区の保健福祉センターや子育てサロンなどと連携し、ペアレントトレーニングやＰステップ※１などの保護者支援や研修、交流事業のさらなる普及、充実に取り組む。

※１：発達障がい者支援センターで考案した、発達障がいの子どもの行動に注目し、関わり方を考えて実践する保護者向け学習会

② サポートファイル作成支援

療育センター等や児童発達支援センターは、障がい特性を引き継ぐツールとして効果的な「サポートファイル※２」の全年代を通じた活用をさらに促進させるため、特に教育との連携、就学に向けた保護者によるサポートファイル作成を支援する。

※２：障がい特性を整理して記入できる冊子で、本人またはその保護者が、支援者に対して必要な情報を提供したり、ライフステージが変わる際、新しく支援を担当する機関に対し、障がいに関する情報を伝達するためのもの

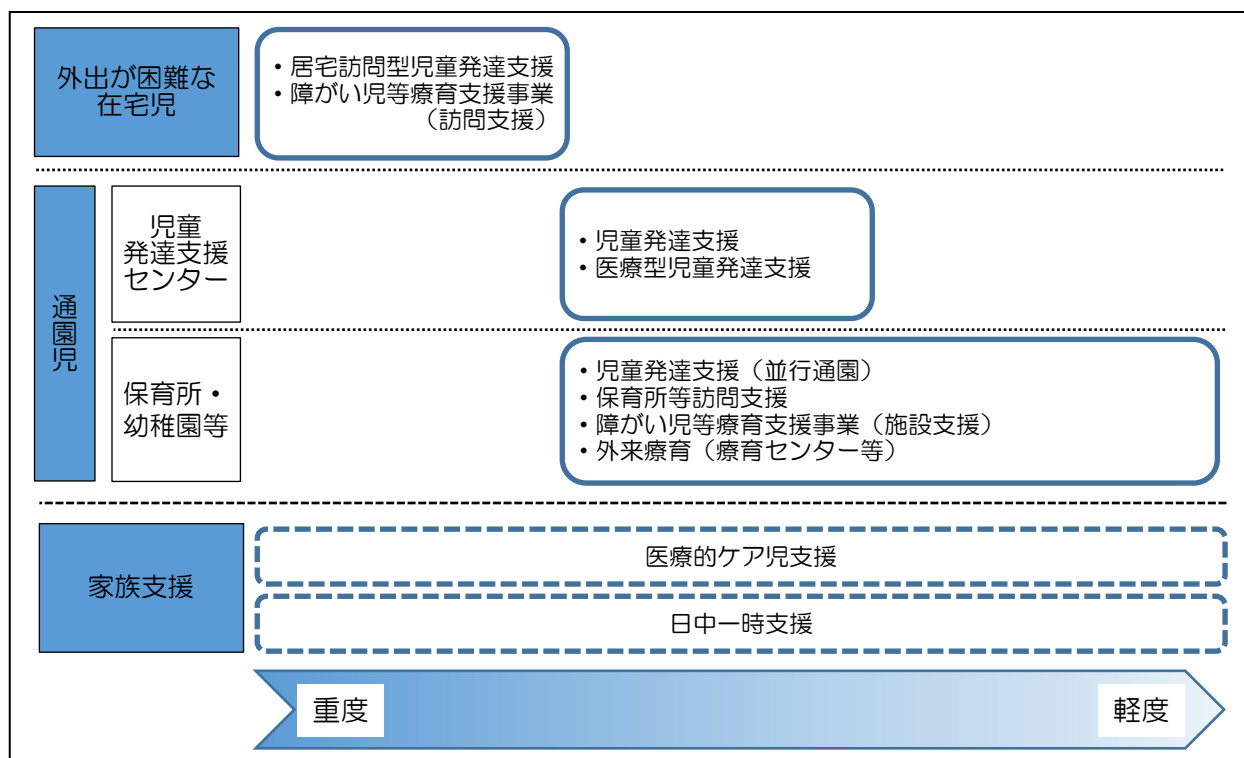
③ 日中一時支援の充実

全市的に利用枠が不足している未就学児の日中一時支援を充実させる。特に、医療的ケア児も利用しやすい医療的ケア児枠を設け、医療的ケア児の家族支援における拠点施設とする。

（６）その他

保育所・幼稚園以外にも療育に関わる施設・事業所に対する様々な研修や支援、児童発達支援センターの利用調整事務や就学相談等の公的機関補助業務など、障がい児療育の中核施設として既存療育センターが行っているその他の事業について実施する。

○ 障がいの程度に応じた就学前の障がい児支援のイメージ【図７】



2 施設の設備及び規模

療育センターとして、担当エリアを分けて上記の機能などを実施することから、既存の療育センターと同程度の設備及び規模を目安とし、詳細については引き続き検討する。

○ 既存療育センターの施設概要（例：東部療育センター）P5【表2】再掲

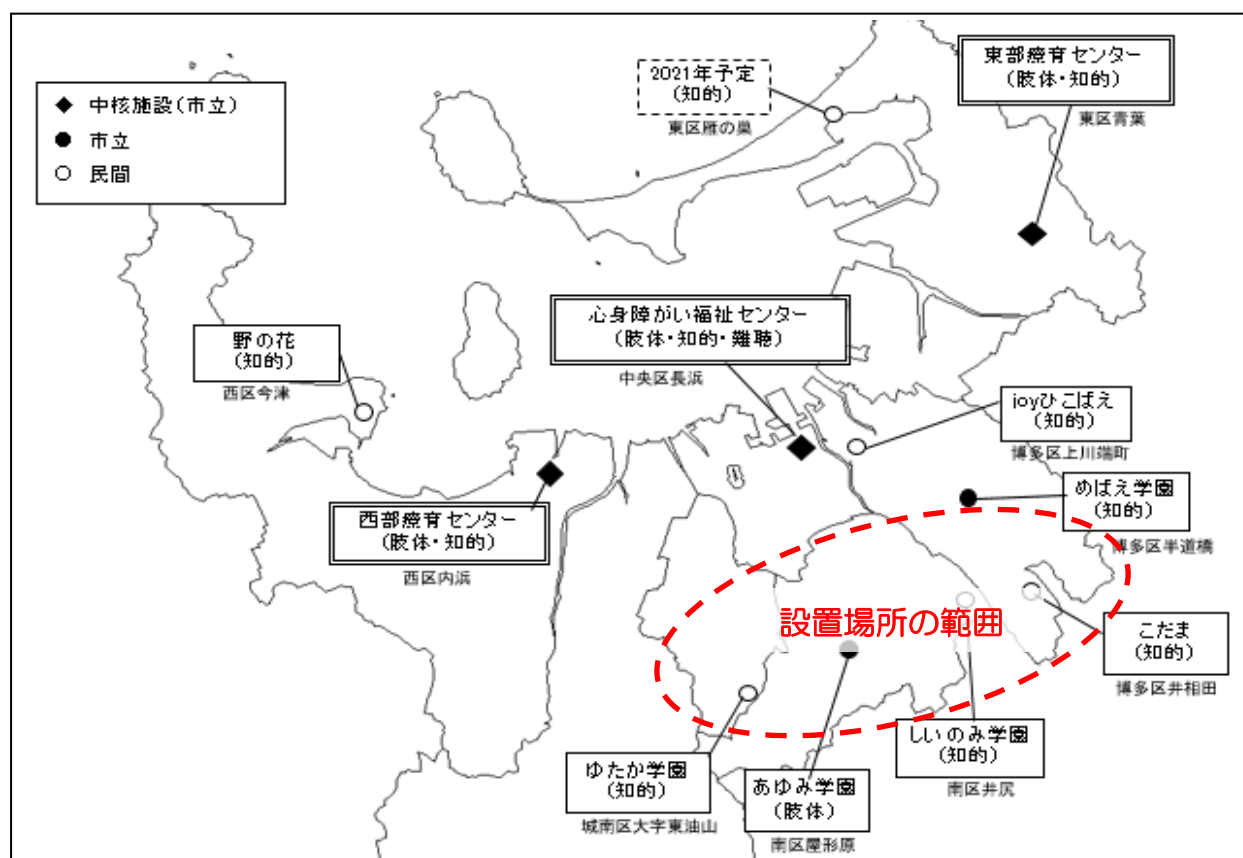
種別・定員	児童発達支援センター・定員 70 名		
対象	知的障がい児，肢体不自由児 ※医療的ケア児を含む		
構造	鉄筋コンクリート造 2階建		
敷地面積	5,004.42 m ²		
延床面積	3,425.60 m ²		
施設内容	・事務室 ・相談室(3) ・屋外遊技場 ・湯沸室(2) ・指導訓練室(10) ・運動療法室(2) ・児童用便所(8) ・医務室(2) ・多目的室(6) ・屋外ひろば ・授乳室 ・個別療育室(2) ・感覚統合室 ・車いす用便所(3) ・静養室 ・遊戯室 ・厨房 ・プール ・言語療法室(2) ・大人用便所(男女各 4)等		

3 施設の設置場所（要件）

市の南部地域（南区，博多区の南部，城南区の南部）のうち，土地の形状や面積，周辺環境や交通アクセス，全市的な施設の配置バランス等を考慮し，適地を選定する。

なお，あゆみ学園の土地については，用途地域による制限などにより，既存の療育センターと同程度の規模の施設整備は困難である。

○ 設置場所の範囲（イメージ）【図8】



4 既存施設・関係機関との連携及び役割分担

(1) 療育センター等のみが担っている機能や事業

相談・診断，外来療育，居宅訪問型児童発達支援，障がい児等療育支援，公的機関補助等及び医療型児童発達支援などの療育センター等のみが担っているものについては，市民の利便性，各施設能力等を考慮し，既存療育センター等と担当エリアを分け，主に南部エリアを担う。

また，医療機関を経由して療育センター等につながるケースについては，医療機関の受診段階において，療育センター等が実施しているものと同等の，より詳細な発達検査，診察の実施について協力を求めている。

(2) 医療的ケアの必要な知的障がい児への支援

既存療育センター等及びめばえ学園と担当エリアを分け，主に南部エリアを担う。

(3) 訪問支援

保育所等訪問支援については，療育センター等及び民間も含めた児童発達支援センターの役割分担を検討する。

障がい児等療育支援（施設訪問による療育支援），障がい児保育訪問支援，私立幼稚園障がい児支援については，既存療育センター等と担当エリアを分け，主に南部エリアを担う。

(4) 日中一時支援

障がい種別によらず受入れを行うが，特に医療的ケア児の受入れを積極的に行い，医療的ケア児の日中一時支援における拠点施設とする。

5 今後のスケジュール（想定）

令和2年度（2020年度）以降は，できるだけ早期の南部療育センター（仮称）開設に向けて，下記について検討を進めていく。

- 施設設置場所の選定
- 基本計画の策定
- 基本設計・実施設計
- 建設工事

